

第5期西条市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）＜概要版＞

1. 地球温暖化対策実行計画の策定の目的

地球温暖化対策実行計画の策定は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、本市の行政事務・事業から排出される温室効果ガスの削減措置により、地方公共団体の責務として我が国の地球温暖化対策推進に寄与することのほか、取り組みを通じた「持続発展可能な社会」の構築を目指しています。

- 実行計画策定の目的**
- 地球温暖化の防止
 - 職員の意識向上
 - 地域住民や事業者に対する行政の率先行動
 - 地方公共団体の義務の履行（法律の遵守）
 - 節電と燃料消費削減による経費削減

なお、第4期計画の計画期間は2021（令和3）～2025（令和7）年度として取組を進めてきましたが、この度、これを1年前倒して終了させ、新たに第5期地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定します。これは、本計画（事務事業編）と合わせて策定する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と計画期間を合わせるとともに、国の「地球温暖化対策計画」等の取組内容を両計画に反映させることで整合性を図るためです。

＜これまでの策定経過＞
第1期策定：2006（平成18）年3月、第2期策定：2011（平成23）年3月、第3期策定：2017（平成29）年3月、第4期策定：2022（令和4）年3月

2. 計画の基本的事項

（1）基準年及び実行計画期間

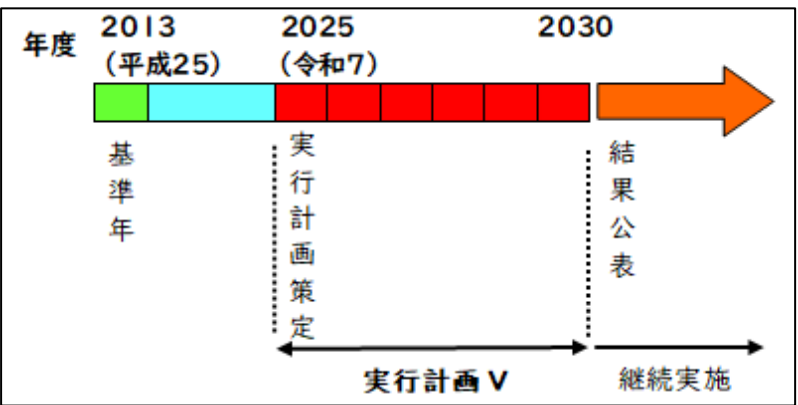
- 基準年：2013（平成25）年度
- 実行計画期間：2025（令和7）～2030年度

（2）対象範囲

本市が実施するすべての事務・事業

（3）調査対象のガス

地球温暖化対策の推進に関する法律により削減の対象とされる温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボンの4種類のガスを調査対象とします。



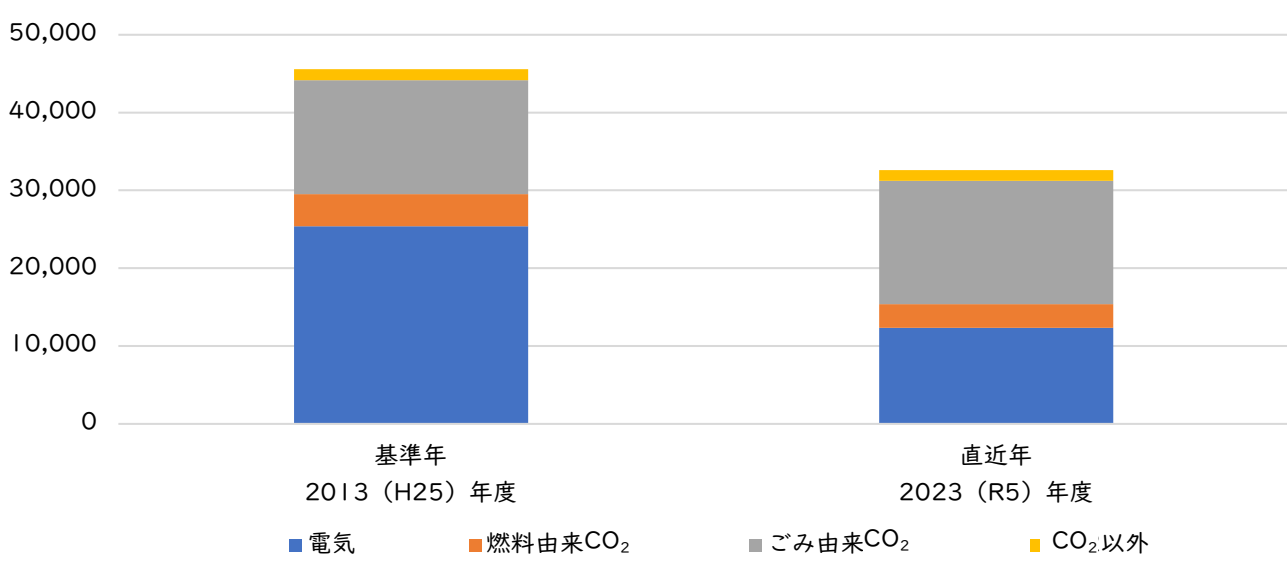
3. 基準年及び直近年の温室効果ガス排出状況

直近年（2023（令和5）年度）の排出量は32,605トンと基準年（2013（平成25）年度）比で約28%減少しています。排出の割合としては、基準年では電気使用に伴う排出が最も多くなっていましたが、直近年では、電気の排出係数の低下に伴い電気使用に伴う排出は減少し、廃プラスチックの焼却に伴う排出が最も多くなっています。

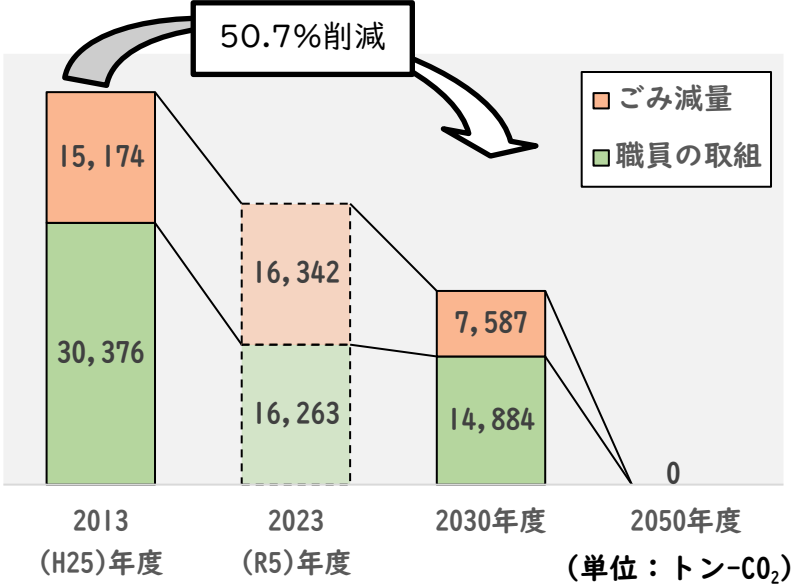
温室効果ガス排出量の推移

	基準年（2013(H25)年）	直近年（2023(R5)年）	削減割合
職員の取組	30,376 トン	16,263 トン	▲46.5%
ごみの減量	15,174 トン	16,342 トン	+7.7%
合 計	45,550 トン	32,605 トン	▲28.4%

排出源の構成の変化（単位：トン-CO₂/年）



4. 削減目標



- 事務事業全体の温室効果ガス削減目標
基準年比 50.7%削減
（2030 年度排出量：22,471 トン）
- 職員の取組による削減目標
基準年比 51%削減
（2030 年度排出量：14,884 トン）
- ごみ減量による削減目標
基準年比 50%削減
（2030 年度排出量 7,587 トン）

5. 温室効果ガス削減への取り組み

（1）運用改善による取組

- ▶ 冷暖房用電力及び燃料使用量削減に向けた取組
- ▶ 電気使用量削減に向けた取組
- ▶ 公用車の燃料使用量削減に向けた取組
- ▶ その他の燃料使用量の削減に向けた取組
- ▶ 用紙使用量削減・ごみ減量・節水に関する取組 など

それぞれについて
◇個人で取り組む項目
◇施設全体として取り組む項目
◇今後取り組みを検討する項目
の3つに分類して設定

（2）施設の改修・新築時等に検討する項目

- ▶ 建築物の大幅な省エネ化（ZEB 化等）
- ▶ 空調・照明設備等の高効率化・省エネ型への切替
- ▶ 太陽光発電設備や蓄電池・BEMS の導入 など